

愛知県環境学習施設等連絡協議会設置要領

(名称)

第1条 本協議会は、愛知県環境学習施設等連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、愛知県内で環境学習を行う施設、事業者、団体、市町村（以下「施設等」という。）の相互の情報交換及び連携・協力体制を確立することにより、地域における環境学習を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境学習に関する情報交換及び連携強化に関すること
- (2) 環境学習の推進、資質の向上に関すること
- (3) 環境に関する広報啓発
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同し、次条第1項に基づく入会の承認を受けた施設等により構成する。

(入退会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、書面をもって申し込み、会長の承認を受けなければならない。

- 2 協議会を退会しようとする会員は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

(会長)

第6条 協議会の会長は愛知県環境部環境活動推進課長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 原則として、年1回以上の協議会を開催する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことが出来る。

(事務局)

第8条 事務局を、愛知県環境部環境活動推進課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年3月25日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この要領は、平成25年11月19日から施行する。

附則

この要領は、平成25年12月5日から施行する。

附則

この要領は、平成26年1月6日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、平成26年1月9日から施行する。

(経過措置)

2 施行期日に協議会の構成員であったものは、第5条第1項に基づく承認を受けたものとみなす。